

安全保障理事会決議 1957 (2010)

2010年12月15日、安全保障理事会第6450回会合にて採択

安全保障理事会は、

イラク情勢に関する安保理の従前の諸決議を想起し、

不拡散および軍縮の公約の遵守に関するイラクの進展を歓迎した2010年2月26日の安保理議長声明を想起し、

決議661の採択前にイラクが保持していた国際的な地位と同等の地位を達成することの重要性を認識し、

イラク政府が国際的な非拡散体制を支持した軍縮条約と他の関連国際文書を遵守しこれに関連して非拡散と軍縮標準を遵守するために追加的措置を講じることを約束し、イラク政府の憲法的小および法的手続に従ったまた国際的規範と義務に従ってこれらの措置の履行に向けた進展について安全保障理事会、IAEAおよび他の関連機関に通知することを約束してきたことを確認した、2010年1月18日にイラク外務大臣から送られた書簡を歓迎し、

国際原子力機関 (IAEA)が、その包括的保障措置協定の実施においてイラクから非常によい協力を得てきたことを指摘した同機関の事務局長により送られた2010年3月11日書簡およびイラク政府の決定に基づき、その保障措置協定に対する追加議定書を、議定書が発効するまでの間、2010年2月17日現在、暫定的に適用する措置を歓迎し、

2009年2月12日に186番目の当事国となる、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約へのイラクの加入を歓迎し、

イラクが弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範に署名し、2010年8月11日にそうすることで131番目の国となったことを歓迎し、

イラクが2008年にIAEAと包括的保障協定の追加議定書に調印したこと、および追加議定書は、包括的核実験禁止条約と同様に、現在批准のため議会で討議中であることを歓迎し、またイラクが批准するまで、追加議定書を暫定的に適用することに同意したことを歓迎し、

追加議定書の可及的速やかなイラクによる批准の重要性を再確認し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

1. 決議687(1991)の第8、9、10、12および13項並びに決議707(1991)の第3項(f)により課せ

られ、またその後の関連諸決議で再確認された、大量破壊兵器、ミサイルおよび民間核関連措置を終了することを決定する。

2. イラクに対し、可及的速やかに包括的保障措置協定の追加議定書および包括的核実験禁止条約を批准することを促す。
3. 包括的保障措置協定の追加議定書を批准しまた化学兵器条約の下でのイラクの義務を果たすというイラクの公約に関してイラクにより為された進展を1年の時間で再検討することも決定し、また、事務総長に対し、これに関連して、安保理に報告することを要請する。
4. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。